

発行者情報

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2026年9月28日
【発行者の名称】	株式会社ハンズ (Hands Co., Ltd.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 長島 宏
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区渋谷一丁目15番8号
【電話番号】	03-5778-9188
【事務連絡者氏名】	専務取締役管理本部長 鈴木 新
【担当J-Adviserの名称】	株式会社日本M&Aセンター
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長 竹内 直樹
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
【担当J-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.nihon-ma.co.jp/ir/
【電話番号】	03-5220-5454
【取引所金融商品市場等に関する事項】	株式会社東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社ハンズ https://www.kkhands.co.jp/ 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/
【投資者に対する注意事項】	1. TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、「第一部 第34【事業等のリスク】」において公表された情報を慎重に検討する必要があります。 2. 発行者情報を公表した発行者のその公表の時点における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。

3. TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
4. 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部 【企業情報】

第1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第34期	第35期	第36期
会計期間	自 2023年7月1日 至 2024年6月30日	自 2024年7月1日 至 2025年6月30日	自 2025年7月1日 至 2026年6月30日
売上高 (千円)	2,774,952	3,409,741	3,242,130
経常利益 (千円)	212,519	404,631	199,849
当期純利益 (千円)	150,276	286,541	137,494
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—
資本金 (千円)	10,000	10,000	10,000
発行済株式総数 (株)	400,000	400,000	400,000
純資産額 (千円)	1,330,801	1,600,711	1,726,290
総資産額 (千円)	1,831,139	2,230,904	2,183,288
1株当たり純資産額 (円)	3,327.00	3,993.36	4,287.09
1株当たり配当額 (うち1株当たりの中間配当額) (円)	50.00 (—)	50.00 (—)	50.00 (—)
1株当たり当期純利益 (円)	375.69	716.35	343.74
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	72.7	71.6	78.5
自己資本利益率 (%)	11.9	19.6	8.3
株価収益率 (倍)	5.4	2.9	6.0
配当性向 (%)	13.3	7.0	14.5
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	117,082	328,497	61,836
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△31,876	△224,148	△23,386
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	△20,000	△20,000	△20,000
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	766,890	851,239	869,689
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	72 (493)	74 (566)	81 (579)

- (注) 1. 当社は、連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については、記載しておりません。
2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
3. 第34期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4. 第35期及び第36期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在するものの、希薄化効果を有していないため記載しておりません。
5. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数(契約社員、登録スタッフ)は期中の平均人員を()に外数で記載しております。
6. 第36期の1株当たり配当額50円00銭については、2026年9月29日開催予定の定時株主総会の決議事項となっております。

2 【沿革】

当社は、1990年に建築資材の搬入・搬出作業会社として、現在の代表取締役長島宏が神奈川県川崎市に設立いたしました。

その後1997年に株式会社ハンズに商号変更しております。2001年に補修作業を行うリペア事業を新設、2017年に施工作業を行う工事業を新設し、設立当初からの主力である揚重作業を行う揚重事業とあわせて3事業で事業活動を展開しております。

当社設立以降、現在に至るまでの主な沿革は次のとおりです。

年 月	沿 革
1990年 7 月	神奈川県川崎市 有限会社クラブリッツアルファ設立
1995年 3 月	渋谷出張所開設
1997年 5 月	株式会社ハンズに商号変更
2001年 7 月	リペア事業部新設
2005年10月	建設業許可取得（神奈川県）
2006年 9 月	本店を東京都渋谷区に移転
2007年 5 月	建設業許可変更（東京都に変更）
2008年 1 月	プライバシーマーク付与認定取得
2009年 3 月	揚重事業部 町田出張所開設（現町田研修所） リペア事業部 秋葉原から渋谷本社へ移転
2010年 3 月	リペア事業部 工房を設置
2011年 7 月	揚重事業部 仙台営業所開設
2013年12月	組織変更に伴い、揚重事業部 改め、建築事業部に変更
2017年 7 月	建築事業部から工事課を独立させ、工事業部を新設
2020年12月	建築事業部 大阪出張所開設
2021年 7 月	建設業許可変更（国土交通大臣に変更）
2022年 1 月	建築事業部 大阪出張所から大阪営業所に名称変更
2022年 2 月	東京証券取引所 TOKYO PRO Market に株式上場
2022年 7 月	組織変更に伴い、従来の事業別組織を機能別組織である第1営業部、第2営業部、事業部に再編
2022年11月	名古屋出張所を開設
2023年 1 月	千葉出張所を開設
2023年 6 月	大宮出張所を開設
2023年 9 月	海老名出張所を開設
2024年 1 月	柏出張所を開設
2024年 4 月	仙台泉出張所及び研修所を開設 北越谷研修所を開設
2024年 6 月	立川出張所を開設
2024年 7 月	福岡出張所を開設
2025年 4 月	宇都宮出張所を開設

3【事業の内容】

当社は、3か条の経営理念、「全従業員の物心両面の幸福を追求する」「仕事を通して、全従業員が人格・識見ともに立派な人間に成長する」「世の為・人の為、地域社会・国家・世界に貢献する」のもと、人類社会に不可欠な建物の創造に携わる建設業において、建築現場で資材搬入を専門とする「揚重事業」、主に内装材の傷補修と住宅検査を行う「リペア事業」、多様な施工を請け負う「工事業業」を通じて、現場全体の効率化と品質向上に貢献しています。これら3つの事業（揚重事業・リペア事業・工事業業）は、従来業界内で「ニッチな工事」とされていた領域からスタートしましたが、日々技術を磨き、改良・改善を重ねることで、建築現場に生産性向上と安全性を両立したサービスを提供し貢献することで、「なくてはならない」不可欠な存在へと進化しました。これらの作業はいわゆる3K（キツイ、汚い、危険）職場における「力仕事」や「単純な反復作業」に見えがちですが、実際には現場の安全性、作業効率、工程管理を支える“技術と知恵の要”でもあり、建設という社会基盤の根幹を支える存在です。

当社では基本的に内製化したスタッフが現場の最前線に立ち、安全管理を徹底しています。全社員・スタッフが「無事故・無災害」を共有目標とし、安心・安全な建築現場の実現を支えています。また、当社は17工種において建設業許可(大臣許可)を取得し、幅広く多様な現場に対応できる体制を整備しています。キャリアアップ制度や資格取得支援など、スタッフの育成や就業環境の整備にも力を入れており、業界内における人手不足への対策を進め、毎年人員拡大を続けています。

未来の建設現場に求められるのは、単なる力ではなく、人と技術の融合です。当社は、質の高いサービスを提供し続けることで、社会と業界の課題に真正面から向き合い、次世代建設に貢献し続けていくことを目指しています。

以下において主な事業区分について記載しています。なお、以下に示す区分は、セグメントと同一の区分です。

〈揚重事業〉

建築現場で各種資材の揚重を請負います。揚重とは、施工業者が発注し運送業者によって届けられた各種資材を、指定した場所まで確実かつスピーディに搬入・運搬する作業です。フォークリフトやエレベーター、台車等を使用できる箇所もありますが、場内に多々ある段差や仕上がり部分を乗り越える必要があるため、ロボットではできないマンパワーによる運搬が欠かせません。そのため対応する建物の種類は多岐にわたり、小規模の戸建て住宅などから、中規模の集合住宅やオフィスビル・商業施設・庁舎・学校・病院・物流施設・体育施設、大規模の市街地開発などに伴う集合住宅やオフィスビル、複合施設などあらゆる現場でニーズがあります。

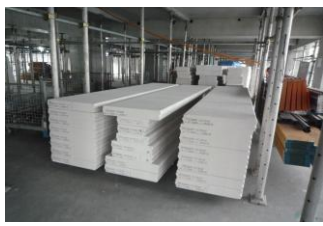
大型施設等の現場では、一括揚重システム（揚重センター）※ を運用し、多種多様な資材の搬入を一手に請け負い全体の作業を統括し、大量に必要な建築資材の現場物流を工期・施工状況を踏まえて管理し、職長を中心とした経験豊富なスタッフが安全で計画的な揚重を行っています。当社が一括して揚重を担うことで、元請や各施工業者は、搬入ごとに揚重業者を手配することなく、一つの会社の固定メンバーと工事を進めることが出来るため、打合せ業務は軽減し効率化が図れています。また、施工業者は搬入作業から解放され施工に専念でき、生産性向上につながっています。

基幹事業である揚重事業は、長年の実績と信頼により、3,000社を超える顧客基盤があります。大手ゼネコン5社、準大手ゼネコン各社と全て取引があり、中堅ゼネコン・専門工事業者との取引も活発です。また、元請の管理方針に準拠した取引時の適切な契約、有資格者の配置や社会保険加入など法令に則った作業員の雇用管理、元

請が推進する建設キャリアアップ加入への賛同、労働災害や物損事故への備え等、運営面でも安心してご依頼いただける体制を整えています。

現在、関東エリアでは渋谷本社を拠点に、千葉・大宮・海老名・柏・立川・宇都宮に展開しています。在籍スタッフは300名を超え、業界で高い存在感を示す規模を有しています。さらに、仙台・大阪・名古屋・福岡・静岡にも拠点を構え、全国に高品質な揚重サービスを提供しています。

※ 大型現場で、資材搬入を施工業者が行うのではなく、当社が一括して担う仕組み。

【揚重事業】		
資材搬入作業	フォークリフト荷受け	揚重した資材
		

〈リペア事業〉

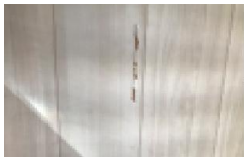
建築現場で内装材や鋼製建具等の傷補修を請負います。傷補修とは、建物完成前の最終工程で、傷や不具合が発生した部材を交換することなく、技術を備えたスタッフが補修材を使用して修復する作業です。建築現場では施工中に絶えず人が出入りすることにより、日常的に小さな傷や不具合が発生していますが、工事の最終工程において美観を回復する作業が欠かせません。対応する建物の種類は小規模の戸建て住宅をはじめ、中規模・大規模の集合住宅がメインですが、その他にオフィスビルや商業施設などの現場でもニーズがあります。

大型集合住宅の現場では、一括補修（当社がまとめて全体の補修を請負うシステム）を運用し、共用部や各専有部の補修作業を一手に請負い全体の作業を統括し、工期に間に合うよう施工状況を踏まえ管理し、職長を中心とした経験豊富なスタッフが安全で高品質な傷補修を行っています。当社が一括して補修を担うことで、元請や各施工業者は、傷や不具合ごとに補修業者を手配することなく、一つの会社の固定メンバーと工事を進めることが出来るため、打合せ業務は軽減し効率化が図れています。また、施工業者は傷補修作業から解放され施工に専念でき、生産性向上につながっています。

もし補修ではなく部材交換で対応しようとする、材料と職人を確保する費用や廃材処分費用、工事を再段取りする手間などがかかるため、工期短縮と建築コストの削減・資源保全にも貢献しています。

2001年に新設したリペア事業は、長年の実績と信頼により、1,500社を超える顧客基盤があります。大手ゼネコン5社、準大手ゼネコン各社と全て取引があり、中堅ゼネコン・専門工事業者との取引も活発です。また、傷補修の他に住居に関する性能検査や外観検査も提供していますが、揚重事業と同様に、運営面も安心・安全な組織体制を構築しています。

現在、関東エリアでは渋谷本社を拠点とし、加えて仙台・名古屋にも事業エリアを拡大しています。在籍スタッフは100名を超え、比較的少人数で営んでいる同業者が多い中、業界で高い存在感を示す規模を有しています。大規模現場で短期間に人員を必要とする場合でも対応が可能で、営業上の優位性を獲得しています。今後は地方都市を視野に高品質なリペアサービスの全国展開を目指しています。

【リペア事業】			
床のリペア		巾木のリペア	
			
Before	After	Before	After

〈工事業業〉

建築現場で各種施工を請負います。商業施設や工場などでの防振・防音工事、集合住宅などでの断熱・防水工事、大手ハウスメーカーの建方工事など、技術を備えたスタッフが施工を行う作業です。建設業界で慢性的な人手不足が続いており、安全性と施工品質の確保に対するニーズは一層高まっています。対応する建物の種類は新築・既存を問わず多岐にわたり、案件ごとに柔軟に対応しています。

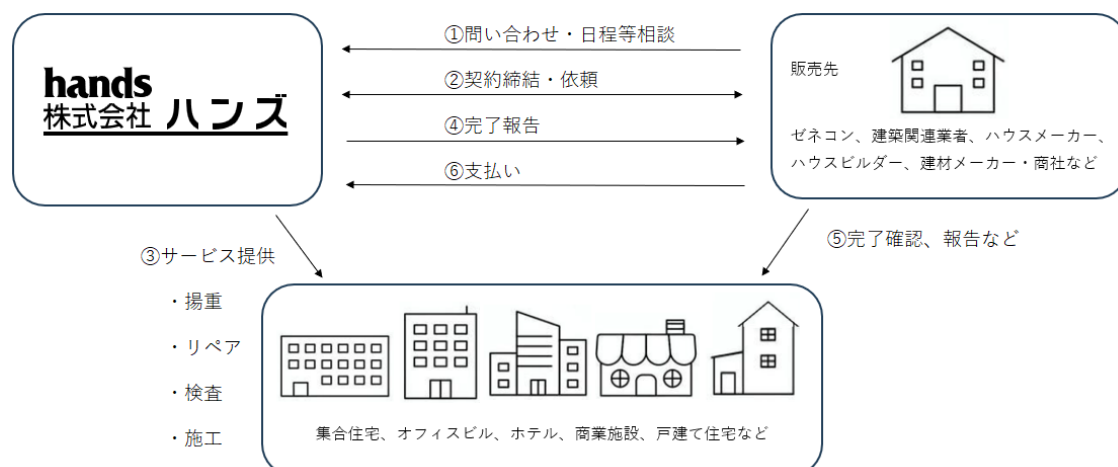
主な販売先は専門工事業者で、少子高齢化に伴う職人不足に悩む顧客が多く存在します。当社は、職長を中心とした経験豊富なスタッフによる安全かつ高品質な施工サービスを提供することで貢献しています。

2017 年に新設した工事業業は、これまでの実績と信頼により、50 社を超える顧客基盤があり取引も活発です。また、揚重・リペア事業と同様に、運営面も安心・安全な組織体制を構築しています。

現在、関東エリアでは渋谷本社を拠点としています。地方出張にも柔軟に対応し事業エリアを拡大しており、在籍スタッフは 20 名超です。今後は人員の拡大と共に顧客ニーズを的確に捉え、地方都市を視野に高品質な施工サービスの全国展開を目指しています。

【工事業業】		
防振工事	防音工事	建方工事
		

【事業系統図】



4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 発行者の状況

2026年6月30日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
81 (579)	34.69	9.62	6,023

セグメントの名称	従業員数(名)
揚重事業	37 (425)
リペア事業	15 (130)
工事事業	8 (24)
全社（共通）	21 (－)
合計	81 (579)

(注) 1. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数（契約社員、登録スタッフ）は、平均人員を()に外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3. 平均年間給与には、臨時雇用者の給与は含まれておりません。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当事業年度における我が国経済は、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果もあり、景気は緩やかな回復基調で推移しました。一方で、物価上昇の継続や実質賃金の伸び悩みによる個人消費への影響に加え、中東情勢やウクライナ情勢をはじめとする地政学リスクの高まりによる資源価格の変動や物流への影響、各国の金融・通商政策の動向などにより、依然として先行き不透明な状況が続いております。

建設業界におきましては、公共投資は堅調に推移し、民間設備投資も回復基調にあります。一方で、建設資材価格の高止まりや労務需給の逼迫に加え、時間外労働の上限規制適用に伴う労働力不足や工期の長期化、少子高齢化による慢性的な人手不足の深刻化など、厳しい事業環境が続いております。また、中東情勢の影響による資材供給の遅延・停滞リスクについても引き続き注視が必要な状況にあります。

このような状況の中、当社では、人材の確保・育成・定着を重要課題と位置付け、採用活動の強化やSNS等を活用した情報発信、定着施策の推進に努めるとともに、大型案件や長期継続案件、高付加価値案件の受注拡大、価格適正化及び業務効率化を推進し、収益基盤の強化に取り組みました。

しかしながら、大型現場の工事完了や工期進捗の遅れ、大型案件の切り替え時期などの影響等による受注量の減少により、一時的に稼働率が計画を下回りました。また、中東情勢等の影響による施工スケジュールの変更や工程遅延、受注時期のずれなども重なったこと、スタッフ人員増強に伴う労務費等の増加により、売上高、利益ともに前事業年度を下回りました。

これらの結果、当事業年度の売上高は3,242,130千円（前年同期比4.9%減少）、営業利益は186,551千円（前年同期比53.3%減少）、経常利益は199,849千円（前年同期比50.6%減少）、当期純利益は137,494千円（前年同期比52.0%減少）となりました。

セグメント別の業績は次のとおりであります。

① 揚重事業

揚重事業では、大型一括揚重現場の確保に加え、新築工事のみならず改修工事案件の増加により稼働拡大を図りました。また、夜間作業を伴う高単価案件や長期継続案件の受注確保にも注力し、安定的な受注及び稼働の確保に努めました。しかしながら、大型現場における工期の遅延や、中東情勢等の影響による資材供給の停滞を背景として、新規開始予定現場の工程延期や大型現場の本格稼働時期の後ろ倒しが発生したほか、一部案件の受注時期のずれなども重なり、計画していた稼働水準を確保できず、売上高・利益ともに前年同期を下回りました。また、スタッフの人員増強に伴う労務費の増加に加え、人員確保のための採用関連費用および夏季の熱中症対策等に係る費用の増加が利益を圧迫する要因となりました。

これらの結果、売上高は2,372,417千円（前年同期比3.6%減少）、セグメント利益は400,280千円（前年同期比25.8%減少）となりました。

② リペア事業

リペア事業では、揚重事業で受注した大規模再開発現場への営業活動を強化するとともに、顧客のニーズに応じた付加価値の高いサービスを提供することで、適正な価格設定を実現しました。新築戸建ての受注は減少傾向にありましたが、リフォーム案件や集合住宅関連の受注が増加したほか、既存顧客への営業活動の強化や東海・関西エリアにおける新規案件の受注獲得に努めた結果、売上高の増加につながりました。一方

で、人員確保に向けた採用活動の強化により応募者数は好調に推移したものの、受注量の増加に対して人員の確保が追いつかず、繁忙期（1月～3月）には受注対応が一部困難な状況となりました。また、採用活動の強化に伴う採用費の増加に加え、中東情勢の影響による補修材料の供給不足や材料価格の上昇が利益を圧迫する要因となりました。

これらの結果、売上高は667,338千円（前年同期比1.5%増加）、セグメント利益は93,431千円（前年同期比9.7%減少）となりました。

③ 工事業

工事業では、再生可能エネルギーの普及拡大を背景に、戸建て住宅における太陽光発電の設置や断熱、省エネルギー関連の施工案件工事が増加しております。一方で、施工技術者や協力業者の不足により、施工遅れによる工期の遅延が発生するなど施工体制の確保が業界全体の課題となっています。こうした市場環境を踏まえ、当社は収益力の強化に向け、防振工事・防音工事・断熱工事の受注拡大に注力するとともに、請負範囲の拡大による付加価値の向上や価格設定の見直しに取り組んでまいりました。しかしながら、防振工事・防音工事分野において主要顧客からの受注が減少したことに加え、人員確保が計画どおり進まず、十分な施工体制を構築できなかったことから、当該分野の売上高は減少いたしました。また、受注減少に伴う稼働率の低下も影響し、売上高、利益ともに前年同期比を下回る結果となりました。

これらの結果、売上高は202,373千円（前年同期比30.7%減少）、セグメント利益は3,773千円（前年同期比93.0%減少）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」といいます。）の残高は、前事業年度に比べて18,449千円増加し、869,689千円となりました。当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は以下のとおりです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果獲得した資金は61,836千円となりました。主な増加要因は、税引前当期純利益195,339千円、売上債権の減少額86,825千円、利息の受取額9,847千円、保険金受取による収入15,829千円、主な減少要因は、役員退職慰労引当金の減少額26,933千円、未払消費税等の減少額60,912千円、法人税等の支払額158,827千円等によるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は23,386千円となりました。これは主に、定期預金の増加額11,360千円、有形固定資産の取得による支出6,426千円、保険積立金の積立による支出5,158千円等によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は20,000千円となりました。これは、配当金の支払額20,000千円によるものです。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社が営んでいる揚重、リペア、工事の各事業では生産実績を定義することが困難であるため、記載を省略しております。

(2) 受注状況

当社は、建築現場において材料・資材の搬入、各種工事の施工、内装材や家具・建具のキズ補修といったサービスを提供しておりますが、受注確定から売上計上までの期間が短期であるため、記載を省略しております。

(3) 売上実績

当社が営んでいる揚重、リペア、工事の各事業では請負形態をとっており、販売実績という定義は実態にそぐわないため、売上高で表示しております。当事業年度における売上実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	売上高(千円)	前年同期比(%)
揚重事業	2,372,417	96.4
リペア事業	667,338	101.5
工事業	202,373	69.3
合計	3,242,130	95.1

(注) 最近2事業年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	前事業年度 自 2024年7月1日 至 2025年6月30日		当事業年度 自 2025年7月1日 至 2026年6月30日	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円))	割合(%)
株式会社長谷工ナヴィエ	432,974	12.7	494,077	15.2
清水建設株式会社	227,825	6.7	415,883	12.8
三井住友建設株式会社	655,318	19.2	299,926	9.3

3 【対処すべき課題】

当社は、中期的な成長の観点から、下記の課題に取り組む必要があると考えております。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末日現在において当社が判断したものであり、実際の結果とは異なる可能性があります。

(1) 安全性の強化

建築現場におきましては、常に安全第一を考え現場で働く人の命と健康を守ることが最も重要なことです。当社におきましては、労働災害を発生させてしまうと、安全管理体制に対し顧客の信用が損なわれ、業績にも多大な影響を及ぼしかねません。

当社は、労働災害につながるリスク軽減措置として、次のような対策を実施し安全性の強化に取り組んでいます。今後も全社員・スタッフの安全に対する意識を高め、無事故無災害を目指してまいります。

- ・安全衛生大会の開催

年1回、全員の安全意識高揚を目的に開催

- ・安全パトロールの実施

年間計画を定め、経営幹部や担当社員が安全パトロールを実施し、現場の安全状況を確認・評価

(2) 人材の確保と育成

建設業界では、技術労働者の不足により人材の確保が一層困難な状況が続いています。当社は、人材を重要な経営資源と位置づけ、持続的な成長のためには優秀な人材の確保と育成を最重要課題として認識しています。人手不足が深刻化する中で、定着率の向上を図るべく、社会保険の加入徹底や福利厚生の実施など、働き方改革にも積極的に対応し、採用応募者の増加に努め、今後も優秀な人材の確保と育成に注力してまいります。

(3) 内部管理体制の強化

当社は、比較的小規模な組織であるため、継続的な成長が実現できる企業体質を確立する必要があります。そのため、リスク管理や業務運営管理をはじめとする内部管理体制の強化が重要な課題であると認識しております。今後の企業規模拡大に備え、内部管理体制の整備と適切な運用を推進し、経営の公正性及び透明性を確保するため、体制強化に取り組んでまいります。

(4) 営業力の強化に向けた戦略的な取り組み

当社の営業拠点は、東京都を中心とした関東エリア、宮城県を中心とした東北エリア、大阪府を中心とした関西エリア、愛知県を中心とした東海エリア、そして福岡県を拠点とする九州エリアに広がっています。今後も人口が集中する都市部に拠点を展開し、人材の確保・育成と併せて、建設業界におけるニーズの的確な取り組みを図ってまいります。営業企画力のさらなる強化にも注力し、効率性と成果を両立する営業スタイルの構築を通じて、持続的な業容拡大を目指します。

4 【事業等のリスク】

以下において、当社の事業展開その他に関してリスク要因と考えられる主な事項を記載しております。当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の適切な対応に努める方針がありますが、当社株式に関する投資判断は、以下の事項及び本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末日現在において当社が判断したものであり、実際の結果とは異なる可能性があります。

(1) 当社を取り巻く市場環境について

当社は、集合住宅及び戸建住宅における資材搬入作業及び補修作業、各種施工等、建設関連向けのサービスを主たる事業として展開しております。当該事業は、景気動向、金利、地価、税制及び政策等に大きな影響を受けます。

今後の景況の悪化、所得の低下、金利の上昇、地価の上昇、政策の変更及び税制の変更があった場合は、受注及び売上の減少など、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 自然災害による影響について

当社の事業地域であります日本は、地震、台風、豪雨、猛暑・酷暑、異常気象といった自然災害の影響を受けやすい環境にあります。当社契約の建築現場及び取引先が大規模な被害を受け建築資材の搬入、運搬に稼働不能な状態が生じた場合また事業活動停止や制限がなされた場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 重大な労働災害・事故の発生について

建設業界におきましては、「事故・災害ゼロ」を目標として安全活動を展開しております。当社でも安全衛生管理体制の構築と運用には細心の注意を払っておりますが、人的もしくは施工物に関する重大な事故が発生した場合、基本的には保険の適用範囲内で解決されるものと考えており、本発行者情報公表時点において発生している事故については、保険の適用範囲内で解決しております。しかしながら、保険で補填されない瑕疵が原因で発生した労働災害・事故において、被災者・被害者が保険の適用を超えて補償を要求する等の問題に発展した場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 訴訟・係争等について

当社では、現段階において業績に重大な影響を及ぼす訴訟等を提起されている事実はありません。しかしながら、事業運営において、瑕疵担保責任、作業現場における事故や労働災害、労務問題等予期せぬトラブル・問題が発生した場合、これらに起因する訴訟その他の請求が発生する可能性があります。これらの事象が発生した場合には、訴訟内容や損害賠償額及びその結果等により、社会的信用に影響を及ぼすほか、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 競合他社による影響について

当社の事業における市場では、同業他社の参入が増加しているため、更なる競争の激化が予想されます。優秀な人材の育成と確保、サービス内容の充実に注力し、他社との差別化を図っておりますが、今後競争が激化し、新規参入事業者による新たな高付加価値サービスの提供等が行われた場合、競争力が低下する恐れがあります。この場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 特定の販売先への依存度について

当社の最近の2事業年度において販売依存度が総販売実績の10%を超える取引先は、「第3【事業の概況】2【生産、受注及び販売の状況】(3) 売上実績」に記載のとおりであります。

当社は、これら販売先と良好な関係を維持しておりますが、今後も新規販売先の開拓を行い、特定の販売先への依存度を低下させる方針です。しかし、主要顧客の受注動向の変化や内製化、その他の理由により当社との取引が減少した場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 人材の育成と確保について

当社の事業において人材の確保及び育成は重要な経営課題の一つであります。優秀な人材の確保及び育成のため、採用活動の創意工夫や就業環境の整備、コミュニケーションの円滑化など各種施策を実施しております。しかしながら、建設業界では慢性的な人手不足が継続しており、今後も少子高齢化や若年就業者の減少等を背景として、その傾向が一層強まることが懸念されております。そのため、必要な人材を十分に確保・育成できない場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 協力業者について

当社の事業において資材の運搬・搬入、施工、補修の業務で許容できる以上の受注が得られた場合には、外部の協力業者へ業務を委託することがあります。協力業者の選定については、信用調査会社を通じて、その経営状態、技術力、評判及び反社会勢力との関係の有無などを調査して選定しております。しかしながら、当社の選定基準に合致する協力業者を十分に確保できなかった場合や、協力業者の経営困難や労働者不足に伴う工期の遅延や外注価格が上昇した場合等には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 建築資材価格の変動について

当社は、建築現場における資材搬入作業及び補修作業、各種施工等、建設関連向けのサービスを主たる事業として展開しております。当該事業は、現場の工事進行状況により大きな影響を受けます。建築資材の高騰のため、材料の調達が困難になった場合、また外国資材の輸入が停滞した場合には、業界の縮小や現場の工事進行が遅延し、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 業績の季節的変動について

当社の事業において、揚重事業の閑散期である3月中旬から6月、リペア事業の閑散期である4月から6月、また大型連休等により契約現場及び取引先顧客の稼働日が減少する場合に受注量が減少する傾向があります。受注量を平準化出来るよう事前の営業活動に注力しておりますが、当該時期に著しい景気の落ち込みなどがあった場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 特定の取締役への依存について

当社の代表取締役社長である長島宏は、会社設立以来の経営責任者であります。経営方針や事業戦略の決定・実行において重要な役割を果たしております。当社は、幹部社員の情報共有や権限の委譲によって同氏に過度に依存しない組織体制の整備を進めておりますが、同氏が何らかの理由により業務を遂行することが困難になった場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(12) システム障害について

当社は、顧客情報、従業員情報、見積作成や請求業務、その他経理・財務業務等の多くをコンピューターシステムで管理・運営しております。随時バックアップを行うことやシステムの運用並びに導入・更新に際しては最大限の対策を講じておりますが、当該システムの障害、外部からのコンピュータウイルスやハッキングの被害、大規模広域災害等の予期せぬトラブルにより、通信ネットワークの切断、サーバー等ネットワーク機器のシステム障害により業務停止及び情報の外部漏洩等の事態が発生する可能性があります。

これらの障害が発生した場合には、業務の停滞を招き、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(13) 個人情報の管理について

当社は、従業員及び現場作業スタッフの採用に当たり個人情報を入手しており、個人情報の機密管理のため一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認証する「プライバシーマーク」を取得しております。個人情報の取扱いに際し細心の注意を払い、プライバシー・ポリシーの制定・遵守や内部監査によるチェック等により、個人情報保護に関し十分な体制構築がおこなわれていると考えております。

しかしながら、不測の事態により、個人情報が外部に流出した場合には、当社に対する損害賠償の請求や信用力の失墜により、当社の財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(14) 法的規制について

当社は、事業活動を行うにあたり、建設業法に基づく一般建設業の許可(国土交通大臣許可)を受けております。建設業の許可に関しては、現在のところ建設業法第8条に規定される許可要件の欠格事由に該当する事項はありませんが、将来何らかの理由により、当該許認可が取り消され、又は、更新が認められない場合、もしくは、これらの法律等の改廃又は新たな法的規制が今後制定された場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。また、当社の事業活動において違反行為が生じた場合には、営業の停止又は許可の取消しという行政処分が下される恐れがあり、万一、当該基準に抵触するようなことがあれば、事業活動に重大な影響を及ぼす可能性があります。

なお、本発行者情報公表日現在における当社の許認可登録は、以下のとおりです。

許認可登録名	許可を受けた建設業	許可番号	有効期限
一般建設業許可	建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、電気工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業	国土交通大臣許可 (般－8) 第28210号	2031年7月 (5年ごと更新)

(15) 法令違反・法改正の影響について

当社は、事業活動を行うにあたって、法令遵守は最優先事項であるとの認識のもと、コンプライアンス体制の整備、販売管理体制の構築、全従業員に対して教育・周知の徹底、また、適宜、顧問弁護士のアドバイスを受ける等、法的規制を遵守する管理体制の整備に努めております。しかしながら、法令に違反する行為がなされた場合及び法令の改正や新たな法令が当社の事業に適用され、その制約を受けることとなった場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(16) 内部管理体制の構築・拡充について

当社は、小規模な組織となっており、内部管理体制もそれに応じたものとなっております。

今後の事業拡大に応じて、経営者を含め従業員全員がそれぞれの役割を理解し、業務の有効性と効率性、財務報告の信頼性、事業活動に係る法令等の遵守を目的にその役割に応じた適切な行動を取り、経営環境の変化に迅速に対応できる内部管理体制の構築・拡充を重点事項として取り組む方針であります。今後急速に会社規模が拡大し、規模拡大に応じた十分な内部管理体制ができなかった場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(17) 品質の維持・管理について

当社は、建設現場において顧客のニーズに合ったサービスを提供するために技術向上・人材育成、人材定着に取り組んでおりますが、サービス技術力の低下及び人材育成の長期化等の予期せぬ事情により最適な時期に、最適な人材を配置できない可能性があります。この場合、市場での信用の失墜等により、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(18) 感染症について

感染症の蔓延等により、工事の進捗遅延や現場の稼働制限が発生した場合、当社への受注環境の悪化などの影響が懸念されます。また外出自粛等の要請により、営業活動や人材確保ができなくなることで本来のサービス提供が困難になる可能性があります。これらの影響は当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(19) 担当 J-Adviser との契約の解除に関する事項について

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第 102 条の定めにより、TOKYO PRO Market 上場企業は、東京証券取引所より認定を受けたいずれかの担当 J-Adviser と、株式上場の適格性審査および株式上場後の上場適格性を維持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約（以下、「J-Adviser 契約」とします。）を締結する義務があります。本発行者情報公表日時点において、当社が J-Adviser 契約を締結しているのは株式会社日本M&Aセンター（以下、「同社」とします。）であり、同社との J-Adviser 契約において当社は、下記の義務の履行が求められております。下記の義務の履行を怠り、又は契約に違反した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り 1 か月）を定めてその義務の履行又は違反の是正を書面で催告し、その催告期間内にその義務の履行又は違反の是正がなされなかったときは、J-Adviser 契約を解除することができる旨の定めがあります。また、上記にかかわらず、当社及び同社は、両当事者による書面による合意又は相手方に対する 1 か月前以上の書面による通知を行うことにより、いつでも J-Adviser 契約を解約することができる旨の定めがあります。当社が同社より上記の解除にかかる催告期間中において、下記の義務の履行又は違反の是正が果たせない場合、または同社に代わる担当 J-Adviser を確保できない場合は、当社普通株式の TOKYO PRO Market 上場廃止につながる可能性があります。

<J-Adviser 契約上の義務>

- ・特例に定める上場会社の義務を履行するとともに、同社が J-Adviser の義務を履行するために必要な協力を行うこと
- ・取締役会関係資料、株主総会関係資料、経営管理に関する各種資料、その他同社が必要とする資料等を遅滞なく提出すること
- ・必要に応じて特例及び特例施行規則の内容及びその解釈について、同社から指導及び助言を受け、当社はその指導及び助言に従って行動すること

また、当社において下記の事象が発生した場合には、同社からの催告なしで J-Adviser 契約を解除することができるものと定められております。

①債務超過

当社がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1 年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して 1 年を経過する日（当該 1 年を経過する日が当社の事業年度の末日に当たらないときは、当該 1 年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2 年以内」も同様。）に債務超過の状態を解消できなかったとき。ただし、当社が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法（以下「産競法」という。）に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」（以下、「私的整理に関するガイドライン」という。）に基づく整理を行うことにより、当該 1 年を経過した日から起算して 1 年以内に債務超過の状態を解消することを計画している場合（同社が適当と認める場合に限る。）には、2 年以内に債務超過の状態を解消できなかったとき。

なお、同社が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、当社が審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める 1 年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。）を公表している場合を対象とし、当社が提出する当該再建計画並びに次の（a）及び（b）に定める書面に基づき行うものとする。

（a）次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面

- イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面
- ロ 産競法に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合 当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面
- ハ 「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合 当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

（b）本号ただし書に規定する 1 年以内に債務超過の状態を解消するための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

当社が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（当社が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状

態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと同社が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 当社が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合 当社から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
 - b 当社が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合 当社から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると同社が認めた日）
 - c 当社が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の 100 分の 10 に相当する額以上である場合に限る。） 当社から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日
- ④ 前号に該当することとなった場合においても、当社が次の a から c までに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。
- a 次の（a）又は（b）に定める場合に従い、当該（a）又は（b）に定める事項に該当すること。
 - （a）当社が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること
 - （b）当社が前号 c に規定する合意を行った場合 当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること
 - b 当該再建計画に次の（a）及び（b）に掲げる事項が記載されていること。
 - （a） TOKYO PRO Market に上場する有価証券の全部を消却するものでないこと
 - （b） 前 a の（a）に規定する見込みがある旨及びその理由又は同（b）に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
 - c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと

⑤ 事業活動の停止

当社が事業活動を停止した場合（当社及びその連結子会社の事業活動が停止されたと同社が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他当社が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と同社が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 当社が、合併により解散する場合のうち、合併に際して当社の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の（a）又は（b）に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の 3 日前（休業日を除外する。）の日
 - （a） TOKYO PRO Market の上場株券等

(b) 特例第 132 条の規定の適用を受け、速やかに TOKYO PRO Market に上場される見込みのある株券等

b 当社が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、当社から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）

c 当社が、a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第 3 号 b の規定の適用を受ける場合を除く。）は、当社から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

⑥ 不適当な合併等

当社が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、i-2 非上場会社を子会社とする株式交付、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又は i から vii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）で定める行為（以下本号において「吸収合併等」という。）を行った場合に、当社が実質的な存続会社でないと同社が認めた場合

⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により当社の支配株主（当社の親会社又は当社の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると同社が認めるとき

⑧ 発行情報等の提出遅延

当社が提出の義務を有する特定証券情報、発行情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、同社がその遅延理由が適切でないと判断した場合

⑨ 虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

a 当社が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると同社が認める場合

b 当社の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると同社が認める場合

⑩ 法令違反及び上場契約違反等

当社が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合

⑪ 株式事務代行機関への委託

当社が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが事実となった場合

⑫ 株式の譲渡制限

当社が TOKYO PRO Market に上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

⑬ 完全子会社化

当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

⑭ 指定振替機関における取扱い

当社が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

⑮ 株主の権利の不当な制限

当社が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると同社が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると同社が認めた場合をいう。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である当社の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を当社以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が当社に対する買収の実現を困難にする方策であると同社が認めるときは、当社が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）
- d TOKYO PRO Market に上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定
- e TOKYO PRO Market に上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が TOKYO PRO Market に上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定
- f 議決権の比率が 300%を超える第三者割当に係る決議又は決定
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定

⑯ 全部取得

当社が TOKYO PRO Market に上場している株券に係る株式の全部を取得する場合

⑰ 反社会的勢力の関与

当社が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market の市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと同社が認めるとき

⑱ その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、同社若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合

このほか、株主総会の特別決議を経て、当社が東京証券取引所へ「上場廃止申請書」を提出した場合にも上場廃止となります。なお、本発行情報公表日時点において、J-Adviser 契約の解約につながる上

記の事象は発生しておりません。

5 【重要な契約等】

当事業年度において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当事業年度末日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたりまして、経営者による会計上の見積りを必要とします。経営者はこれらの見積りについて過去の実績や現状等を総合的に勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

当事業年度の財政状態につきましては、次のとおりです。

(流動資産)

当事業年度末における流動資産の残高は、前事業年度末に比べ46,645千円減少し1,820,690千円となりました。この主な変動要因は、現金及び預金の増加29,810千円、売掛金の減少88,075千円及び未収還付法人税等の増加11,517千円等によるものです。

(固定資産)

当事業年度末における固定資産の残高は、前事業年度末に比べ969千円減少し、362,598千円となりました。この主な変動要因は、ソフトウェアの減少5,191千円及び保険積立金の増加5,158千円等によるものです。

(流動負債)

当事業年度末における流動負債の残高は、前事業年度末に比べ181,428千円減少し、373,552千円となりました。この主な変動要因は、買掛金の減少9,245千円、未払金の減少15,615千円、未払消費税等の減少60,912千円及び未払法人税等の減少94,200千円等によるものです。

(固定負債)

当事業年度末における固定負債の残高は、前事業年度末に比べ8,233千円増加し、83,445千円となりました。この主な変動要因は、退職給付引当金の増加5,543千円、長期未払金の増加29,370千円及び役員退職慰労引当金の減少26,933千円によるものです。

(純資産)

当事業年度末における純資産の残高は、前事業年度末に比べ125,579千円増加し、1,726,290千円となりました。この主な変動要因は、当事業年度の純利益の計上による繰越利益剰余金の増加137,494千円、配当金の支払による繰越利益剰余金の減少20,000千円及び新株予約権の増加8,085千円によるものです。

(3) 経営成績の分析

「第3【事業の状況】1【業績等の概要】(1)業績」に記載のとおりであります。

(4) 経営成績に重要な影響を与える要因

「第3【事業の状況】4【事業等のリスク】」に記載のとおりであります。

(5) キャッシュ・フローの状況の分析

「第3【事業の状況】1【業績等の概要】(2)キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

第4 【設備の状況】

1 【設備投資の概要】

特記すべき事項はありません。

2 【主要な設備の状況】

当事業年度末における主要な設備の状況は次のとおりであります。

2026年6月30日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)
			建物	工具、器具 及び備品	ソフト ウェア	その他	合計	
本社 (東京都渋谷区)	共通	本社	1,925	5,341	2,916	1,647	11,830	71(492)
仙台営業所 (宮城県仙台市)	揚重	営業所	500	-	-	-	500	4(31)
大阪営業所 (大阪府大阪市)	揚重	営業所	-	-	-	-	-	2(34)
名古屋出張所 (愛知県名古屋市)	揚重	事務所	656	-	-	-	656	2(22)
福岡出張所 (福岡県福岡市)	揚重	事務所	975	-	-	0	975	2(-)
宇都宮出張所 (栃木県宇都宮市)	揚重	事務所	160	-	-	-	160	-(-)
静岡出張所 (静岡県静岡市)	揚重	事務所	186	-	-	-	186	-(-)
北越谷研修所 (埼玉県越谷市)	揚重 リペア	研修所	1,328	-	-	-	1,328	-(-)
町田研修所 (神奈川県相模原市)	揚重 リペア 工事	研修所	812	0	-	0	812	-(-)

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
2. 帳簿価額のうち「その他」は、車両運搬具であります。
3. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は期中の平均人員を()に外数で記載しております。
4. ソフトウェアには、ソフトウェア仮勘定の金額2,750千円を含んでおります。
5. 建物のうち賃借物件に係る年間賃借料は、44,989千円(本社30,560千円、仙台営業所1,724千円、大阪営業所2,088千円、名古屋出張所1,097千円、福岡出張所1,224千円、宇都宮出張所1,224千円、静岡出張所110千円、北越谷研修所3,600千円、町田研修所3,360千円)であります。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第5 【発行者の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	事業年度末現在発行数(株) (2026年6月30日)	公表日現在発行数(株) (2026年9月28日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,600,000	1,200,000	400,000	400,000	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	単元株式数 100株
計	1,600,000	1,200,000	400,000	400,000	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

第1回新株予約権（2025年1月30日臨時株主総会決議及び2025年1月30日臨時取締役会決議）

区分	最近事業年度末現在 (2026年6月30日)	公表日の前月末現在 (2026年8月31日)
新株予約権の数	21,000	21,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	21,000(注)1	21,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	3,750(注)2	同左
新株予約権の行使期間	自 2027年2月15日 至 2035年1月13日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 3,750 資本組入額 1,875	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注) 1. 新株予約権の数

新株予約権1個当たりの目的となる株式数は1株であります。

なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、割当日後、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換若しくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的である株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

2. 新株予約権行使時の払込金額

本新株予約権の割当日後に以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整する。

- ①当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- ②当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行及び処分を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

- ③当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役若しくは従業員の地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- ②新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。
- ③普通株式が、いずれかの金融商品取引所に上場されていること。
- ④新株予約権（租税特別措置法第29条の2の規定を受ける他の新株予約権を含む。）の行使に係る年間（1月1日から12月31日まで）の権利行使価額（租税特別措置法第29条の2第1項但書及び同項2号において定められた権利行使価額をいう。）の合計額が1,200万円を超えないこと。
- ⑤権利行使により取得する普通株式は、当社が別途指定する証券会社に開設される取得者名義の振替口座簿への記載若しくは記録がされること。

4. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)1に準じて決定する。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)2. ②で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記(注)4. ③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

当初権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、当初権利行使期間の満了日までとする。

⑥新株予約権の行使の条件

- 本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
- ⑦増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
- ⑧譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- ⑨新株予約権の取得事由
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2021年9月30日 (注)	399,800	400,000	—	10,000	—	—

(注) 株式分割 (1 : 2,000) によるものであります。

(6) 【所有者別状況】

2026年6月30日現在

区分	株式の状況（1 単元の株式数 100 株）								単元未満 株式の状況 （株）
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 （人）	－	－	－	2	－	－	2	4	－
所有株式数 （単元）	－	－	－	2, 121	－	－	1, 879	4, 000	－
所有株式数 の割合（％）	－	－	－	53. 02	－	－	46. 98	100. 0	－

(7) 【大株主の状況】

2026年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対 する所有株式数 の割合(%)
株式会社エヌズ	東京都世田谷区代沢1丁目36番27号	212,000	53.00
長島宏	東京都世田谷区	185,900	46.48
長島莉都子	東京都世田谷区	2,000	0.50
マルコー株式会社	東京都江東区新木場1丁目9番6号	100	0.02
計	—	400,000	100.00

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2026年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 400,000	4,000	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	400,000	—	—
総株主の議決権	—	4,000	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(9) 【ストック・オプション制度の内容】

当社は、ストック・オプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

第1回新株予約権（2025年1月30日臨時株主総会決議及び2025年1月30日臨時取締役会決議）

決議年月日	2025年1月30日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役…2 当社従業員…2
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 【新株予約権等の状況】」 に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(10) 【従業員株式所有制度の内容】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社では、株主に対する利益還元を経営上の基本理念として認識し、経営環境を鑑み、業績の推移状況及び中長期経営計画に基づき財務体質を勘案し、継続的かつ安定的に配当を実施することを基本方針としております。当社は、中間配当と期末配当の年2回を基本方針としております。この剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当事業年度における配当につきましては、継続的な安定配当の基本方針のもと、1株当たり50円（中間配当金は発生しておりません。）としております。

内部留保資金につきましては、企業体質の強化、将来の事業展開のための資金等に充当してまいります。今後の配当につきましては、財政状態、経営成績及び今後の事業計画を勘案し内部留保とのバランスを図りながらその実施を検討する所存であります。

なお、当社は中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)
2026年9月29日 定時株主総会決議（予定）	20,000	50.00

4 【株価の推移】

(1) 【最近3年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第34期	第35期	第36期
決算年月	2024年6月	2025年6月	2026年6月
最高(円)	—	—	—
最低(円)	—	—	—

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所 TOKYO PRO Market における取引価格であります。

2. 第34期、第35期及び第36期については、売買実績がないため記載しておりません。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2026年1月	2月	3月	4月	5月	6月
最高(円)	—	—	—	—	—	—
最低(円)	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所 TOKYO PRO Market における取引価格であります。

2. 2026年1月から2026年6月までにおいては、売買実績がないため記載しておりません。

5 【役員の状況】

2026年9月28日（発行者情報公表日）現在の当社の役員の状況は、以下のとおりです。なお、2026年9月29日開催予定の定時株主総会後においても、役員の構成に変更はありません。

男性：6名 女性：2名（役員のうち女性の比率：25.0%）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	報酬	所有株式数 (株)
代表取締役	社長	長島 宏	1959年 11月15日	1988年8月 1990年7月 1997年5月 2021年6月 2021年8月	有限会社リッツ設立（現、株式会社リッツ） 代表取締役就任 有限会社クラブリッツアルファ（現、当社）設立 代表取締役就任 当社代表取締役社長就任（現任） 株式会社エヌズ設立 代表取締役社長就任（現任） 有限会社リッツ（現、株式会社リッツ） 取締役就任	(注) 3	(注) 7	397,900 (注) 8
専務取締役	管理本部長	鈴木 新	1972年 10月10日	1992年10月 1998年1月 2006年7月 2022年7月	有限会社クラブリッツアルファ（現、当社）入社 当社雇用管理担当就任 当社取締役就任 当社専務取締役就任（現任）	(注) 3	(注) 7	—
取締役	事業本部長	鈴木 直人	1976年 2月16日	1999年1月 2016年7月 2020年9月	当社入社 工事事業部 部長 取締役就任（現任）	(注) 3	(注) 7	—
取締役 (非常勤)	—	黒石 涼	1988年 10月5日	2011年4月 2016年7月 2021年1月 2024年1月 2024年1月 2024年4月	株式会社あつまる入社 同社執行役員就任 未来創造弁護士法人入社 同社経営企画室長就任（現任） 株式会社未来創造コンサルティング 取締役就任（現任） 当社社外取締役就任（現任） 株式会社ジーク 代表取締役社長就任（現任）	(注) 3	(注) 7	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	報酬	所有株式数 (株)
監査役 (常勤)	—	鬼沢 正典	1955年 3月5日	1981年1月 2020年9月	株式会社ヤシカ (現、京セラ株式会社)入社 当社社外監査役就任 (現任)	(注) 4	(注) 7	—
監査役 (非常勤)	—	丸山 登	1935年 5月1日	1958年4月 2006年9月 2017年6月 2017年6月	株式会社ヤシカ (現、京セラ株式会社)入社 当社社外監査役就任 (現任) ぷらっとホーム株式会社 社外監査役就任 (現任) 株式会社エー・エス・ディ 社外監査役就任 (現任)	(注) 4	(注) 7	—
監査役 (非常勤)	—	田崎 裕史	1973年 9月12日	2007年10月 2010年12月 2013年9月 2014年12月 2017年6月 2019年12月 2020年5月 2022年12月 2024年1月	田崎会計事務所開業 ライフアン工業株式会社 社外監査役就任 ベネフィット税理士法人設立 代表社員就任 (現任) ライフアン工業株式会社 社外取締役就任 (現任) ベネフィットグループ株式会 社設立 代表取締役社長就任 (現任) 東西産業貿易株式会社 社外監査役就任 丸市株式会社 社外監査役就任 (現任) 東西産業貿易株式会社 社外取締役就任 (現任) 当社社外監査役就任 (現任)	(注) 5	(注) 7	—
監査役 (非常勤)	—	坂本 暢子	1965年 6月6日	1988年4月 2021年4月 2023年4月 2025年4月 2025年12月 2026年3月	株式会社日本エアシステム (現、日本航空株式会社)入社 株式会社JALナビア 取締役就任 株式会社JALマイレージバ ンク 代表取締役社長就任 株式会社JALナビア 人事開発室シニアスペシャリ スト (現任) 当社補欠監査役就任 当社監査役就任 (現任)	(注) 6	(注) 7	—
計								397,900

- (注) 1. 取締役の黒石涼氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役の鬼沢正典、丸山登、田崎裕史、坂本 暢子の各氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 取締役の任期は、2025年6月期に係る定時株主総会終結の時から2027年6月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4. 監査役の鬼沢正典氏及び丸山登氏の任期は、2025年6月期に係る定時株主総会終結の時から2029年6月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
5. 監査役の田崎裕史氏の任期は、2024年1月開催の臨時株主総会終結の時から2027年6月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
6. 監査役の坂本 暢子の任期は、2026年3月開催の臨時株主総会終結の時から2029年6月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
7. 2026年6月期における役員報酬の総額は86,975千円を支給しております。

8. 代表取締役長島宏の所有株式数には、同氏の資産管理会社である株式会社エヌズの所有する212,000株が含まれております。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスを企業経営の重要事項と位置付けております。株主をはじめ多様なステークホルダーとの適切な関係を維持し、社会に対する責任を果たしながら事業活動を行うことで、長期的な業績向上や持続的成長を目指しております。コーポレート・ガバナンスの機能を充実させ、透明性と公正性の高い経営を確立することは当社の重要な経営課題と考えております。

この為、当社は取締役会の相互牽制機能および監査役会の監視機能を強化し、内部統制・リスク管理等の問題に対処するため、コーポレート・ガバナンス体制を整備し、持続的発展を第一義に考えた事業運営を行うこととしております。

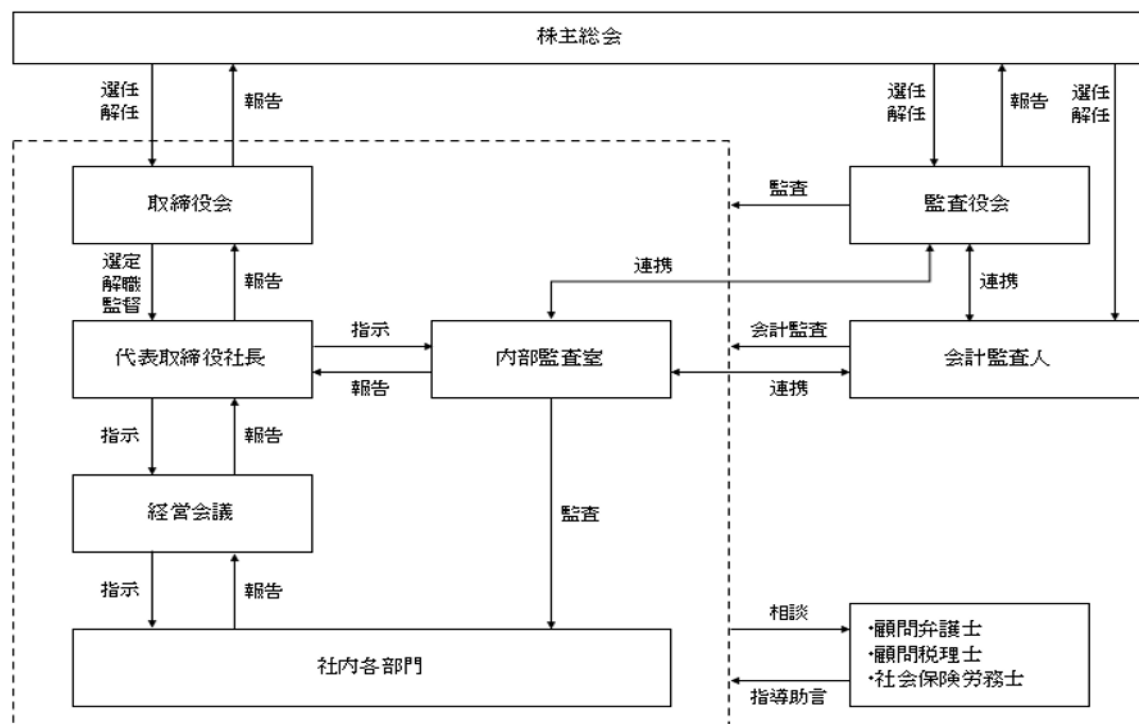
② 会社の機関の内容およびコーポレート・ガバナンス体制について

当社は、会社法に基づき、株主総会、取締役会、監査役会、及び会計監査人を設置するとともに、日常的な業務監査を担う内部監査担当者を任命し、適切な監査体制を整えています。

また、リスク・コンプライアンス委員会を定期的に開催し、全社的なリスク管理体制の強化に努めています。加えて、外部の視点による経営監督機能の強化を図るため、社外取締役1名及び社外監査役4名を選任し、経営の透明性と適正性を確保しています。

これらの相互連携を通じて、当社は経営の健全性と効率性を維持できると判断し、現在のコーポレート・ガバナンス体制を採用しております。

当社の企業統治の体制図は以下のとおりです。



a. 取締役会

当社の取締役会は、4名の取締役(うち社外取締役1名)で構成されております。取締役会は、経営の最高意思決定機関として、迅速かつ的確で合理的な意思決定を行うとともに、経営の妥当性、効率性及び公正性等について適宜検討し、法令、定款及び社内諸規程で定めた事項、並びに重要な業務に関する事項の決議を行うほか、取締役間で相互に職務の執行を監督しております。毎月1回定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

取締役会は、法令又は定款に規定された事項、株主総会の決議により委任された事項、その他の経営上の重要な事項を決定し、それ以外の業務執行の意思決定に関しては、社内規程により代表取締役及び各担当取締役に委任しております。代表取締役及び担当取締役は、委任された事項に関する意思決定の結果及び執行状況について、取締役会へ報告しております。

b. 監査役・監査役会

当社における監査役監査は、取締役会に対する監視機能として、会社法に定める社外監査役4名(常勤1名、非常勤3名)による客観的かつ独立した監査を実施しております。監査役会は、年間の監査方針および監査計画を策定し、監査役会が定める監査役監査基準に基づき監査を行っています。特に常勤監査役は、監査計画に沿った監査の実施状況や重要事項について適宜報告を行い、監査役会全体での情報共有を図っています。

c. 内部監査

当社の内部監査は、内部監査室を主管部署として、内部監査室専任者1名と兼任1名が業務を監査しております。各部の監査結果並びに改善点につきましては、内部監査担当者より、代表取締役に対し内部監査報告書を提出するとともに、改善指示書を作成し被監査部門に改善・是正を指示する体制をとっており、改善・是正状況について後日フォローアップし確認しております。特に常勤監査役とは年間監査計画の立案、毎月の実地監査遂行において、相互に監査視点及び結果等についての情報共有に努めております。

また、内部監査室専任者は、常勤監査役及び会計監査人と定期的に面談を行い、相互の監査結果の説明及び報告に関する連携を行い、監査の質的向上を図っております。

d. 会計監査人

当社は有限責任大有監査法人と監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項及び会社法第436条第2項第1号の規定に基づく監査を受けております。

監査を執行した公認会計士は鴨田真一郎氏と桑原桂子氏の2名であり、継続監査年数は7年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は公認会計士2名およびその他2名であります。なお、同監査法人、当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員及びその補助者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

e. リスク・コンプライアンス委員会

当社は、コンプライアンス意識の向上と不正行為の防止を図るため、代表取締役を委員長として、常勤取締役、部門長、その他委員長が指名する委員及び事務局で構成される「リスク・コンプライアンス委員会」を設置しております。

出席者により、リスクマネジメントに関する取り組みの全体方針検討・協議および監視、体制および運用状況の協議および把握を行っております。また、コンプライアンスに関する取り組みの全体方針検討・協議および監視、体制および運用状況の協議および把握、年度計画の審議及び取締役会への上程を行うことによ

り、法令順守の徹底を図っております。

③ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システムの整備の状況について

当社は、内部統制システムを整備し運用することが経営上の重要な課題であると認識し、取締役会で以下の「内部統制システムの整備に関する基本方針」を決定しています。

(a) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役は、取締役会規程に基づき定期的に開催される取締役会において、経営に関する重要事項を決定するとともに、他の取締役の業務執行を相互に監督する。
- ② 監査役は、監査役会規程に基づき、取締役の職務執行について監査を行う。
- ③ 内部監査担当者は、内部監査規程に基づき内部監査を実施し、取締役及び使用人の職務の執行が適切に行われているかを監査する。その監査結果は、定期的に代表取締役に報告する。
- ④ リスク・コンプライアンス規程を制定し、法令、定款の内容と共に全社に周知・徹底する。
- ⑤ コンプライアンスに関する教育・研修を適宜開催し、コンプライアンス意識の維持・向上を図る。
- ⑥ 内部通報規程を制定し、問題の早期発見・未然防止を図ると共に、通報者に対する不利益な扱いを禁止する。
- ⑦ 管理本部長をコンプライアンス実施統括責任者として選任し、コンプライアンス上の重要な問題について必要な検討を毎月の経営会議で実施する。
- ⑧ 反社会的勢力対策規程を制定し、組織全体において、反社会的勢力と一切の関わりを持たず、不当な要求を排除する。また、警察、弁護士等と緊密な連携体制を構築することに努める。

(b) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 取締役の職務執行に係る情報については、法令、文書管理規程等によって保存部署および保存期限を定め、適切に保存および管理を行う。
- ② 取締役及び監査役は、これらの情報をいつでも閲覧できるものとする。

(c) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク・コンプライアンス管理規程を制定し、全社に周知・徹底するとともに、毎月の経営会議で各部門との情報共有を図り、リスクの早期発見と未然防止に努める。なお、当該規程については、危機発生時に適切かつ迅速に対処できるよう、運用状況を踏まえて適宜見直す。
- ② 危機発生時には、対策本部等を設置し、社内外への適切な情報伝達を含め、当該危機に対して適切かつ迅速に対処する。

(d) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会規程、業務分掌規程、職務権限規程を定め、取締役の職務および権限、責任の明確化を図る。
- ② 取締役会は、法定事項の決議、経営に関する重要事項の決定および業務執行の監督等を行うものとし、毎月1回定期的に開催するほか、迅速かつ的確な意思決定を確保するため、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
- ③ 当社は、経営会議を毎月1回定期的に開催し、様々な課題を早期に発見・共有するとともに、各職務の執行が効率的に行われることを補完する。

(e) 監査役がその職務を補助すべき使用人（以下「補助使用人」という）を置くことを求めた場合における当

該使用人に関する事項、補助使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ①監査役が補助使用人を置くことを求めた場合、取締役会は当該監査役と協議のうえこれを任命し、補助業務に当たらせる。
- ②補助使用人は、監査役を補助するための業務に関し、取締役及び上長等の指揮・命令は受けないものとし、監査役の指揮・命令にのみ服する。
- ③補助使用人の人事異動及び考課、並びに補助使用人に対する懲戒処分については、監査役会の同意を得るものとする。

(f) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制及びその他の監査役への報告に関する体制

- ①監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務執行状況を把握するため、取締役会のほか重要な会議及び希望する任意の会議に出席し、または取締役及び使用人から業務執行状況の報告を求めることができ、取締役及び使用人は、これに応じて速やかに報告する。
- ②取締役および使用人は、法令に違反する事案、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実その他会社に重大な影響を及ぼすおそれのある事実を発見した場合には、速やかに監査役に報告する。
- ③取締役及び使用人は、内部監査の実施状況、内部通報規程による通報状況及びそれらの内容を監査役に報告する体制を整備するものとする。

(g) 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役への報告を行ったことを理由として、当該報告をした者に対し、解雇を含む懲戒処分その他の不利な取り扱いを行わないよう周知・徹底する。

(h) 監査役 of 職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払または償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと合理的に認められる場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

(i) 監査役 of 監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①監査役会には、社外監査役を含めるものとし、公正かつ透明性を確保する。
- ②監査役は、取締役会、経営会議その他経営に関する重要な会議に出席し、経営において重要な意思決定及び業務の執行状況を把握するとともに、意見を述べることができる。
- ③監査役は、代表取締役と定期的に会合を持ち、相互の意思疎通及び意見交換を実施する。
- ④監査役は、取締役等及び使用人の職務執行に係る情報を必要に応じて閲覧することができ、内容説明を求めることができる。
- ⑤監査役は、監査法人及び内部監査人と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図る。
- ⑥監査役は、監査業務に必要と判断した場合には、弁護士、公認会計士、その他専門家の意見を聴取することができる。

(j) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の基本方針書・基本手続書を策定し、全社的な統制活動及び各業務プロセスの統制活動を行うとともに、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行う。

(k) 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況

- ①「反社会的勢力対策規程」等の関係規程等を整備し、反社会的勢力排除のための体制整備に取り組む。
- ②「反社会的勢力に対する基本方針」において「反社会的勢力に対する姿勢」について明文化し、社内外に宣言するとともに、社内では適宜研修等を行い周知徹底する。
- ③反社会的勢力の排除を促進するために管理本部を統括管理部署とし、また、不当要求防止責任者を選任する。
- ④取引等について、反社会的勢力との関係に関して確認を行う。
- ⑤反社会的勢力の該当有無のため、外部関係機関等から得た反社会的勢力情報の収集に取り組む。
- ⑥反社会的勢力からの不当要求に備え、平素から警察、暴力追放運動推進都民センター、弁護士等の外部専門機関と密接な連携関係を構築する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

反社会的勢力に対しては、組織的に毅然とした態度で対応し、不当な要求は拒否し、取引その他の関係を一切持ちません。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

反社会的勢力の排除に向けた整備状況については、「反社会的勢力対策規程」及び「反社会的勢力対応マニュアル」を制定・周知することにより、反社会的勢力への対応ルールを明確にし、適切に対応できるよう整備しております。

また、被害防止に向けた対策として、反社会的勢力の情報を集約したデータベース等を活用し、反社会的勢力との関係の有無を調査するとともに、反社会的勢力等の排除に関する覚書を結ぶようにしています。

④ リスク管理体制の整備の状況

業務を合理的に分担することで、特定の組織ならびに特定の担当者に業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くよう努めております。

⑤ 社外取締役および社外監査役との関係について

当社は、社外取締役が1名、社外監査役が4名選任されており、外部からの客観的及び中立的な立場から経営を監視する体制が構築され、ガバナンスは適正に運用されております。なお、社外取締役及び社外監査役と当社の間には特別な利害関係を有しておらず、一般株主との利益相反のおそれはありません。

⑥ 役員報酬の内容

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	賞与	ストック オプション	
取締役(社外取締役を除く)	66,575	52,100	8,700	5,775	3
監査役(社外監査役を除く)	—	—	—	—	—
社外役員	20,400	17,600	2,800	—	5
計	86,975	69,700	11,500	5,775	8

(注) 上記には、当事業年度において費用計上した金額を記載しております。

⑦ 取締役及び監査役の定数

当社の取締役は7名以内、監査役は4名以内とする旨を定款で定めております。

⑧ 取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

⑨ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

⑩ 自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

⑪ 中間配当に関する事項

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、会社法第454条第5項の定めに基づき、取締役会の決議により中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

⑫ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

⑬ 株式の保有状況

該当事項はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区 分	最近事業年度	
	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
発行者	17,400	—
計	17,400	—

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の事業規模等を勘案して監査報酬額を決定しております。

第6 【経理の状況】

1. 財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当事業年度（2025年7月1日から2026年6月30日まで）の財務諸表について、有限責任大有監査法人の監査を受けております。

3. 連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年 6 月 30 日)	当事業年度 (2026年 6 月 30 日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,180,290	1,210,100
売掛金	※ 648,628	※ 560,553
原材料及び貯蔵品	7,178	9,066
前払費用	15,561	17,544
未収還付法人税等	—	11,517
その他	16,340	12,409
貸倒引当金	△663	△501
流動資産合計	1,867,335	1,820,690
固定資産		
有形固定資産		
建物	14,292	14,743
車両運搬具	9,235	9,013
工具、器具及び備品	5,040	11,207
減価償却累計額	△18,268	△21,427
有形固定資産合計	10,299	13,535
無形固定資産		
ソフトウェア	5,357	166
ソフトウェア仮勘定	2,750	2,750
無形固定資産合計	8,107	2,916
投資その他の資産		
投資有価証券	204,504	204,569
差入保証金	17,833	18,129
破産更生債権等	—	1,250
長期前払費用	278	143
保険積立金	72,147	77,305
繰延税金資産	49,166	44,430
その他	1,230	1,566
貸倒引当金	—	△1,250
投資その他の資産合計	345,161	346,146
固定資産合計	363,568	362,598
資産合計	2,230,904	2,183,288

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年 6 月 30 日)	当事業年度 (2026年 6 月 30 日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	11,180	1,934
未払金	242,310	226,694
未払費用	18,499	14,540
前受金	※ 13,135	※ 14,755
預り金	31,701	30,567
未払消費税等	93,147	32,234
未払法人税等	94,200	—
賞与引当金	46,232	48,026
その他	4,574	4,799
流動負債合計	554,981	373,552
固定負債		
退職給付引当金	36,697	42,240
役員退職慰労引当金	26,933	—
資産除去債務	11,580	11,833
長期未払金	—	29,370
固定負債合計	75,211	83,445
負債合計	630,193	456,998
純資産の部		
株主資本		
資本金	10,000	10,000
利益剰余金		
利益準備金	2,500	2,500
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,584,842	1,702,336
利益剰余金合計	1,587,342	1,704,836
株主資本合計	1,597,342	1,714,836
新株予約権	3,368	11,453
純資産合計	1,600,711	1,726,290
負債純資産合計	2,230,904	2,183,288

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2024年 7 月 1 日 至 2025年 6 月30日)	当事業年度 (自 2025年 7 月 1 日 至 2026年 6 月30日)
売上高	※ 1 3,409,741	※ 1 3,242,130
売上原価	2,502,651	2,518,114
売上総利益	907,090	724,015
販売費及び一般管理費	※ 2 507,723	※ 2 537,463
営業利益	399,367	186,551
営業外収益		
受取利息	1,333	2,959
有価証券利息	1,187	6,329
受取保険金	575	—
助成金収入	239	1,638
預り金取崩益	730	1,941
その他	1,351	869
営業外収益合計	5,417	13,738
営業外費用		
その他	153	439
営業外費用合計	153	439
経常利益	404,631	199,849
特別利益		
固定資産売却益	※ 3 244	※ 3 15
特別利益合計	244	15
特別損失		
減損損失	—	※ 4 4,526
特別損失合計		4,526
税引前当期純利益	404,876	195,339
法人税、住民税及び事業税	129,182	53,109
法人税等調整額	△10,847	4,735
法人税等合計	118,334	57,844
当期純利益	286,541	137,494

【売上原価明細書】

(単位：千円)

		前事業年度 (自 2024年 7 月 1 日 至 2025年 6 月30日)			当事業年度 (自 2025年 7 月 1 日 至 2026年 6 月30日)		
区分	注記 番号	金額		構成比 (%)	金額		構成比 (%)
I 材料費	※						
1. 期首材料棚卸高		18			13		
2. 当期材料仕入高		39,237			32,202		
合計		39,255			32,216		
3. 期末材料棚卸高		13	39,242	1.6	479	31,737	1.3
II 労務費			2,054,129	82.1		2,100,010	83.4
III 経費			409,279	16.3		386,367	15.3
総計			2,502,651	100.0		2,518,114	100.0
売上原価			2,502,651			2,518,114	

(原価計算の方法)

原価計算の方法は、個別原価計算によっております。

(注)※ 主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2024年 7 月 1 日 至 2025年 6 月30日)	当事業年度 (自 2025年 7 月 1 日 至 2026年 6 月30日)
旅費交通費 (千円)	104,830	116,344
採用費 (千円)	72,571	81,019
外注費 (千円)	109,151	56,744

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2024 年 7 月 1 日 至 2025 年 6 月 30 日）

（単位：千円）

	株主資本					新株予約権	純資産 合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計		
		利益準備金	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計			
			繰越利益 剰余金				
当期首残高	10,000	2,500	1,318,301	1,320,801	1,330,801	—	1,330,801
当期変動額							
剰余金の配当			△20,000	△20,000	△20,000		△20,000
当期純利益			286,541	286,541	286,541		286,541
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						3,368	3,368
当期変動額合計	—	—	266,541	266,541	266,541	3,368	269,910
当期末残高	10,000	2,500	1,584,842	1,587,342	1,597,342	3,368	1,600,711

当事業年度（自 2025 年 7 月 1 日 至 2026 年 6 月 30 日）

（単位：千円）

	株主資本					新株予約権	純資産 合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計		
		利益準備金	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	10, 000	2, 500	1, 584, 842	1, 587, 342	1, 597, 342	3, 368	1, 600, 711
当期変動額							
剰余金の配当			△20, 000	△20, 000	△20, 000		△20, 000
当期純利益			137, 494	137, 494	137, 494		137, 494
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						8, 085	8, 085
当期変動額合計	－	－	117, 494	117, 494	117, 494	8, 085	125, 579
当期末残高	10, 000	2, 500	1, 702, 336	1, 704, 836	1, 714, 836	11, 453	1, 726, 290

④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2024年 7 月 1 日 至 2025年 6 月30日)	当事業年度 (自 2025年 7 月 1 日 至 2026年 6 月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	404, 876	195, 339
減価償却費	4, 457	4, 046
減損損失	—	4, 526
株式報酬費用	3, 368	8, 085
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	567	1, 087
賞与引当金の増減額 (△は減少)	4, 463	1, 794
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	3, 999	5, 543
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	3, 250	△26, 933
受取利息	△1, 333	△2, 959
有価証券利息	△1, 187	△6, 329
受取保険金	△575	—
助成金収入	△239	△1, 638
固定資産売却益	△244	△15
売上債権の増減額 (△は増加)	△80, 464	86, 825
棚卸資産の増減額 (△は増加)	40	△1, 888
前払費用の増減額 (△は増加)	7, 082	△1, 847
仕入債務の増減額 (△は減少)	△2, 269	△9, 245
未払金の増減額 (△は減少)	19, 423	13, 755
未払費用の増減額 (△は減少)	8, 347	△3, 959
未払消費税等の増減額 (△は減少)	41, 425	△60, 912
前受金の増減額 (△は減少)	6, 365	1, 619
預り金の増減額 (△は減少)	△6, 366	△1, 134
その他	△12, 863	△12, 283
小計	402, 122	193, 476
利息の受取額	572	9, 847
保険金の受取による収入	6, 221	15, 829
助成金の受入による収入	316	1, 511
法人税等の支払額	△80, 735	△158, 827
営業活動によるキャッシュ・フロー	328, 497	61, 836
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の増減額 (△は増加)	△10, 885	△11, 360
投資有価証券の取得による支出	△204, 528	△202
有形固定資産の取得による支出	△963	△6, 426
有形固定資産の売却による収入	244	15
無形固定資産の取得による支出	△3, 049	—
敷金及び保証金の差入による支出	△1, 146	△342
敷金及び保証金の回収による収入	2, 000	77
保険積立金の積立による支出	△5, 158	△5, 158
資産除去債務の履行による支出	△663	—
その他	—	10
投資活動によるキャッシュ・フロー	△224, 148	△23, 386
財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額	△20, 000	△20, 000
財務活動によるキャッシュ・フロー	△20, 000	△20, 000
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	84, 348	18, 449
現金及び現金同等物の期首残高	766, 890	851, 239
現金及び現金同等物の期末残高	851, 239	869, 689

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)を採用しております。

2. 棚卸資産の評価基準及び評価法

原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産

定率法(ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)及び2016年4月1日以降取得した建物付属設備並びに構築物については、定額法)を採用しております。

(2)無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

4. 引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2)賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込み額のうち当事業年度負担額を計上しております。

(3)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、社員退職金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

(4)役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しておりましたが、2026年3月30日開催の臨時株主総会において役員退職慰労金制度の廃止に伴う打ち切り支給を決議しましたので、以降の期間に対応する引当額は計上しておりません。なお、役員退職慰労金の支払時期は役員の退任時としております。

5. 収益の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行业務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点は以下のとおりです。

(1)揚重事業

揚重事業では、施工業者が発注し運送業者によって届けられた各種資材を、指定した場所まで搬入・運搬する作業の請負サービスを履行義務としております。これらの履行義務については、各種資材搬入作業の役務提供が完了し検収されることにより充足されるため、当該一時点において収益を認識しております。

(2) リペア事業

リペア事業では、建物完成前の最終工程で傷や不具合が発生した部材を交換することなく、技術を備えたスタッフが補修材を使用して修復する作業を履行義務としております。これらの履行義務については、顧客から請負った補修作業の役務提供が完了し検収されることにより充足されるため、当該一時点において収益を認識しております。

(3) 工事業

工事業では、ハウスメーカーの建方工事、防振・防音・防水工事、断熱工事など、各種施工作業を履行義務としております。これらの履行義務については、顧客から請負った施工作業の役務提供が完了し検収されることにより充足されるため、当該一時点において収益を認識しております。

6. リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、「リース取引に関する会計基準」を適用しております。ただし、リース期間が1年以内のリース取引及びリース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引については、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

7. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

1. 繰延税金資産の回収可能性

当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年6月30日)	当事業年度 (2026年6月30日)
繰延税金資産	49,166	44,430

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。

当社の繰延税金資産は、将来減算一時差異が、将来の課税所得の見積額及び将来加算一時差異の解消見込額と相殺され、税負担額を軽減することができると認められる範囲内で計上しております。

繰延税金資産の回収可能性は、将来の課税所得、タックス・プランニング及び将来加算一時差異の解消スケジュール等に基づき判断しております。また、将来の課税所得の見積りは、経営環境等の外部要因に関する情報や内部情報を考慮して見積りを行っております。

課税所得が生じる時期及び金額は、事業計画や経営環境の悪化等によって影響を受ける可能性があり、見積りの前提に大きな変化が生じた場合、翌事業年度の財務諸表の損益に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(未適用の会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第 34 号 2024 年 9 月 13 日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 33 号 2024 年 9 月 13 日 企業会計基準委員会) 等

1. 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS 第 16 号「リース」の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS 第 16 号「リース」の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS 第 16 号「リース」の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS 第 16 号「リース」と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

2. 適用予定日

2028 年 6 月期の期首から適用します。

3. 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であり
ます。

- ・「後発事象に関する会計基準」(企業会計基準第 41 号 2026 年 1 月 9 日 企業会計基準委員会)
- ・「後発事象に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 35 号 2026 年 1 月 9 日 企業会計基準委員会)

1. 概要

「後発事象に関する会計基準」等は、後発事象の定義、会計処理及び開示等を取り扱う包括的な会計基準を設定することを優先的な課題とし、日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 監査基準報告書 560 実務指針第 1 号「後発事象に関する監査上の取扱い」で示されている会計に関する内容を原則として踏襲して企業会計基準委員会に移管することを基本的な方針として、表現の見直し及び後発事象の評価期間の整理を行うとともに、財務諸表の公表の承認に関する注記を新たに求める等、後発事象に関する会計処理及び開示について定めたものであります。

2. 適用予定日

2028 年 6 月期の期首から適用します。

(表示方法の変更)

(損益計算書)

前事業年度において営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「助成金収入」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しました。その結果、前事業年度の損益計算書において「営業外収益」の「その他」に表示していた1,590千円は、「助成金収入」239千円、「その他」1,351千円として組替えております。

(キャッシュ・フロー計算書)

前事業年度まで、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」として表示していた「助成金収入」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しました。

上記の変更を反映させるため、前事業年度のキャッシュ・フロー計算書の組替えを行っております。

この結果、前事業年度のキャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」として表示していた△12,786千円は、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「助成金収入」△239千円、「その他」△12,863千円、「助成金の受入による収入」316千円として組替えております。

(貸借対照表関係)

※ 売掛金のうち顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額、前受金のうち契約負債の金額は、財務諸表「注記事項（収益認識関係）3. 契約資産及び契約負債の残高等」に記載しております。

(損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。

顧客との契約から生じる収益の金額は、財務諸表「注記事項（収益認識関係）1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度41.4%、当事業年度42.2%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度58.6%、当事業年度57.8%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)	当事業年度 (自 2025年7月1日 至 2026年6月30日)
役員報酬	68,300 千円	69,700 千円
役員退職慰労引当金繰入額	3,250	2,437
給与手当	152,466	170,040
賞与	52,211	54,697
賞与引当金繰入額	23,234	23,493
退職給付費用	3,313	3,549
減価償却費	3,422	2,984
貸倒引当金繰入額	567	1,087

※3 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)	当事業年度 (自 2025年7月1日 至 2026年6月30日)
車両運搬具	244 千円	15 千円
計	244	15

※4 減損損失

前事業年度（自 2024年7月1日 至 2025年6月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2025年7月1日 至 2026年6月30日）

当事業年度において当社は、以下の資産について減損損失を計上しております。

場所	用途	種類	減損損失（千円）
本社（東京都渋谷区）	事業用資産	ソフトウェア	4,526

当社は、事業セグメントごとに資産をグルーピングしておりますが、当該資産については、個別に評価を行っております。当該資産については、現段階では将来キャッシュ・フローの不確実性が高いことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、当該資産の回収可能価額は、使用価値を0円としております。

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 2024年7月1日 至 2025年6月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度 期首株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	400,000	—	—	400,000
合計	400,000	—	—	400,000
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度 末残高 (千円)
		当事業 年度期首	増加	減少	当事業 年度末	
第1回ストック・オプション	—	—	—	—	—	3,368
合計	—	—	—	—	—	3,368

（注）第1回ストック・オプションは、権利行使期間の初日が到来しておりません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年9月27日 定時株主総会	普通株式	20,000	50.00	2024年6月30日	2024年9月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度末後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年9月29日 定時株主総会	普通株式	20,000	50.00	2025年6月30日	2025年9月30日

当事業年度（自 2025年7月1日 至 2026年6月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度 期首株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	400,000	—	—	400,000
合計	400,000	—	—	400,000
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度 末残高 (千円)
		当事業 年度期首	増加	減少	当事業 年度末	
第1回ストック・オプション	—	—	—	—	—	11,453
合計	—	—	—	—	—	11,453

(注) 第1回ストック・オプションは、権利行使期間の初日が到来しておりません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年9月29日 定時株主総会	普通株式	20,000	50.00	2025年6月30日	2025年9月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度末後となるもの

2026年9月29日開催の定時株主総会の議案として、次のとおり付議する予定です。

決議予定	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2026年9月29日 定時株主総会	普通株式	20,000	50.00	2026年6月30日	2026年9月30日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の当事業年度末残高と貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)	当事業年度 (自 2025年7月1日 至 2026年6月30日)
現金及び預金	1,180,290 千円	1,210,100 千円
預入期間が3か月を超える定期預金	△ 329,051	△ 340,411
現金及び現金同等物	851,239	869,689

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金及び安全性の高い金融資産に限定しており、資金調達については銀行等の金融機関からの借入により資金調達しております。なお、デリバティブ等の投機的な取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、満期保有目的の債券であり、市場価格の変動リスクに晒されております。営業債務である買掛金及び未払金は、すべて1年以内の支払期日であります。差入保証金は、主に当社が入居している事務所や出張所の不動産賃貸契約に係る保証金であり、差し入れ先の信用リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権である売掛金については、経常的に発生しており、担当者が所定の手続きに従い、債権回収の状況を定期的にモニタリングし、支払遅延の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。特に金額等の重要性が高い取引については、取締役会において、取引実行の決定や回収状況の報告などを行っております。

満期保有目的の債券は、格付の高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

差入保証金については、不動産賃貸借契約締結に際し、差入先の信用状況を把握することにより信用リスクを管理しております。

② 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

買掛金及び未払金については月次単位で支払予定を把握するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2025年6月30日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 差入保証金	17,833	16,158	△ 1,675
(2) 投資有価証券 満期保有目的の債券	204,504	202,488	△ 2,016
資産計	222,338	218,646	△ 3,691

(※) 現金は注記を省略しており、預金、売掛金、買掛金、未払金、未払費用、未払消費税等、未払法人税等は短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

当事業年度（2026年6月30日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 差入保証金	18,129	15,379	△ 2,750
(2) 投資有価証券 満期保有目的の債券 (※2)	204,367	201,308	△ 3,059
資産計	222,497	216,687	△ 5,809

(※1) 現金は注記を省略しており、預金、売掛金、未収還付法人税等、買掛金、未払金、未払費用、未払消費税等は短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。また、破産更生債権等については、回収見込額等に基づいて貸倒見積額を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似していることから、注記を省略しております。

(※2) 市場価格のない株式等は、上記表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
上場株式	202

(注) TOKYO PRO Market に上場している株式が 202 千円含まれておりますが、極端に流動性が低いため、市場価格のない株式等に含めております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 差入保証金

差入保証金の時価については、返済時の見積りを行い、見積期間に対する国債の利回りを基礎とした合理的な割引率で割り引いた現在価値により算出しております。

(2) 投資有価証券

これらの時価について、満期保有目的の債券は取引金融機関等から提示された価格によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度 (2025 年 6 月 30 日)

	1 年以内 (千円)	1 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 10 年以内 (千円)	10 年超 (千円)
(1) 差入保証金	—	1, 484	15, 697	652
(2) 投資有価証券 満期保有目的の債券	—	100, 000	—	100, 000
合計	—	101, 484	15, 697	100, 652

当事業年度 (2026 年 6 月 30 日)

	1 年以内 (千円)	1 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 10 年以内 (千円)	10 年超 (千円)
(1) 差入保証金	47	1, 493	15, 937	652
(2) 投資有価証券 満期保有目的の債券	—	100, 000	—	100, 000
合計	47	101, 493	15, 937	100, 652

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度 (2025 年 6 月 30 日)

区分	時価(千円)			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
(1) 差入保証金	—	16,158	—	16,158
(2) 投資有価証券 満期保有目的の債券	—	202,488	—	202,488
資産計	—	218,646	—	218,646

当事業年度 (2026 年 6 月 30 日)

区分	時価(千円)			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
(1) 差入保証金	—	15,379	—	15,379
(2) 投資有価証券 満期保有目的の債券	—	201,308	—	201,308
資産計	—	216,687	—	216,687

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

差入保証金

差入保証金の時価については、返済時の見積りを行い、見積期間に対する国債の利回りを基礎とした合理的な割引率で割り引いた現在価値により算出しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

投資有価証券

当社が保有している債券は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における取引相場とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券

前事業年度 (2025 年 6 月 30 日)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が貸借対照表計上額を 超えるもの	(1) 国債・地方債等	—	—	—
	(2) 社債	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を 超えないもの	(1) 国債・地方債等	—	—	—
	(2) 社債	204,504	202,488	△ 2,016
	(3) その他	—	—	—
	小計	204,504	202,488	△ 2,016
合計		204,504	202,488	△ 2,016

当事業年度 (2026 年 6 月 30 日)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が貸借対照表計上額を 超えるもの	(1) 国債・地方債等	—	—	—
	(2) 社債	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を 超えないもの	(1) 国債・地方債等	—	—	—
	(2) 社債	204,367	201,308	△ 3,059
	(3) その他	—	—	—
	小計	204,367	201,308	△ 3,059
合計		204,367	201,308	△ 3,059

2. その他有価証券

前事業年度（2025 年 6 月 30 日）

該当事項はありません。

当事業年度（2026 年 6 月 30 日）

保有するその他有価証券は、市場価格のない株式等のため、時価を記載しておりません。

なお、市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は、「（金融商品関係）2. 金融商品の時価等に関する事項」に記載のとおりであります。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。また、従業員の退職等に際して、退職給付の債務の対象とされない割増退職金を支払う場合があります。なお、退職給付債務の計算については簡便法を採用しております。

2. 確定給付制度

（1）簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自 2024年 7 月 1 日 至 2025年 6 月30日)	当事業年度 (自 2025年 7 月 1 日 至 2026年 6 月30日)
退職給付引当金の期首残高	32,698 千円	36,697 千円
退職給付費用	5,516	5,661
退職給付の支払額	△ 1,516	△ 118
退職給付引当金の期末残高	36,697	42,240

（2）退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	前事業年度 (2025年 6 月30日)	当事業年度 (2026年 6 月30日)
非積立型制度の退職給付債務	36,697 千円	42,240 千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	36,697	42,240
退職給付引当金	36,697	42,240
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	36,697	42,240

（3）退職給付費用

	前事業年度 (2025 年 6 月 30 日)	当事業年度 (2026 年 6 月 30 日)
簡便法で計算した退職給付費用	5,516 千円	5,661 千円

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2024年 7 月 1 日 至 2025年 6 月30日)	当事業年度 (自 2025年 7 月 1 日 至 2026年 6 月30日)
販売費及び一般管理費の株式報酬費用	3,368	8,085

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名 当社従業員 2名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注)	普通株式 21,000 株
付与日	2025 年 2 月 14 日
権利確定条件	「第5 発行者の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	自 2025 年 2 月 14 日 至 2027 年 2 月 14 日
権利行使期間	自 2027 年 2 月 15 日 至 2035 年 1 月 13 日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（2026 年 6 月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第 1 回新株予約権
権利確定前 (株)	
前事業年度末	—
付与	21,000
失効	—
権利確定	—
未確定残	21,000
権利確定後 (株)	
前事業年度末	—
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
未行使残	—

② 単価情報

	第 1 回新株予約権
権利行使価格 (円)	3,750
行使時平均株価 (円)	—
付与日における公正な評価単価 (円)	770

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当事業年度において付与された第 1 回新株予約権についての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

(1) 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

(2) 主な基礎数値及びその見積方法

株価変動性 (注) 1	24.9%
予想残存期間 (注) 2	6 年
予想配当利率 (注) 3	1.3%
無リスク利子率 (注) 4	0.586%

(注) 1. 予想残存期間に対応する類似上場会社の株価を参照して算定しております。

2. 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積もりが困難であるため、権利行使期間の中央までの年数を使用しております。

3. 直近の配当額と評価基準日の株価より算定しております。

4. 予想残存期間に対応する国債の利回りを参照しております。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2025年 6 月30日)	当事業年度 (2026年 6 月30日)
繰延税金資産		
賞与引当金	15,991 千円	17,015 千円
長期未払金	—	10,406
役員退職慰労引当金	9,542	—
退職給付引当金	13,001	14,965
未払事業税等	10,019	156
未払事業所税	1,582	1,700
資産除去債務	4,103	4,192
株式報酬費用	1,193	4,058
その他	5,504	5,813
繰延税金資産小計	60,938	58,307
評価性引当額	△9,542	△10,627
繰延税金資産合計	51,395	47,680
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	△1,823	△1,576
未収還付事業税等	—	△1,274
その他	△406	△398
繰延税金負債合計	△2,229	△3,249
繰延税金資産の純額	49,166	44,430

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異がある時の当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2025年 6 月30日)	当事業年度 (2026年 6 月30日)
法定実効税率 (調整)	34.59 %	34.59 %
住民税均等割等	0.22	0.50
税額控除	△5.48	△5.50
軽減税率適用	△0.16	△0.34
評価性引当金	0.28	0.54
税率変更による影響	△0.10	△0.34
その他	△0.12	0.16
税効果適用後の法人税等の負担率	29.23	29.61

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年7月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を34.59%から35.43%に変更し計算しております。

この変更により、当事業年度の繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は655千円増加し、法人税等調整額が同額減少しております。

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

（1）当該資産除去債務の概要

本社及び事業所等の賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

（2）当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、各事業所の使用見込期間を5年から30年、割引率は $\Delta 0.105\%$ から 2.405% を採用しております。

（3）当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)	前事業年度 (自 2025年7月1日 至 2026年6月30日)
期首残高	9,416 千円	11,580 千円
有形固定資産の取得による増加額	2,419	190
時の経過による調整額	58	62
資産除去債務の履行による減少額	$\Delta 312$	—
期末残高	11,580	11,833

（収益認識関係）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

前事業年度（自 2024年7月1日 至 2025年6月30日）

（単位：千円）

	揚重事業	リペア事業	工事事業	計
役務提供（労務）	2,458,893	657,724	291,919	3,408,537
その他収益	1,140	13	50	1,203
外部顧客への売上高	2,460,034	657,737	291,970	3,409,741

当事業年度（自 2025 年 7 月 1 日 至 2026 年 6 月 30 日）

（単位：千円）

	揚重事業	リペア事業	工事事業	計
役務提供（労務）	2,371,479	667,338	202,352	3,241,171
その他収益	938	—	20	959
外部顧客への売上高	2,372,417	667,338	202,373	3,242,130

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針」の「5. 収益の計上基準」に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

契約資産及び契約負債の残高等

（単位：千円）

	前事業年度 （自 2024年 7 月 1 日 至 2025年 6 月30日）	前事業年度 （自 2025年 7 月 1 日 至 2026年 6 月30日）
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	565,832	640,358
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	640,358	551,697
契約資産（期首残高）	2,331	8,270
契約資産（期末残高）	8,270	8,855
契約負債（期首残高）	6,770	13,135
契約負債（期末残高）	13,135	14,755

契約資産は、発注者との工事請負契約について当事業年度末時点で一定期間にわたる収益を認識したものの、未請求のものであります。契約資産は、対価に対する当社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えます。当該工事請負に関する対価は、工事請負契約書の支払条件に従い、約定の請求時期に請求し、支払期日に受領しております。

契約負債は、主に、一定期間、又は一時点に収益を認識する顧客との工事請負契約等について、顧客から受領した前受金に関するものであります。契約負債は、履行義務を充足し、財又はサービスに対する支配が顧客に移転した時に収益に振り替えております。

当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、2,595 千円であります。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

（1）報告セグメントの決定方法

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものです。

当社は、役務の提供先、損益管理単位別に事業部等を置き、事業活動を展開しております。したがって、当社は、事業部等を基礎とした、役務の提供先、損益管理単位別の事業セグメントから構成されており、「揚重事業」、「リペア事業」及び「工事事業」の3つの報告セグメントとしております。

(2) 報告セグメントに属するサービスの種類

- ① 揚重事業：主に建築現場での各種資材の搬入を行っております。
- ② リペア事業：主に建築現場での内装材や鋼製建具等の傷補修を行っております。
- ③ 工事事業：主に商業施設や工場での防振・防音工事、集合住宅などでの断熱・防水工事、大手ハウスメーカーの建方工事を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「重要な会計方針」における記載と概ね同一であります。報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前事業年度（自 2024 年 7 月 1 日 至 2025 年 6 月 30 日）

(単位：千円)

	報告セグメント			合計	調整額 (注) 1	財務諸表 計上額 (注) 2
	揚重事業	リペア事業	工事事業			
売上高						
外部顧客への売上高	2,460,034	657,737	291,970	3,409,741	—	3,409,741
セグメント間の 内部売上高又は振替高	—	—	—	—	—	—
計	2,460,034	657,737	291,970	3,409,741	—	3,409,741
セグメント利益又は損失 (△)	539,696	103,430	53,861	696,989	△297,621	399,367
その他の項目						
減価償却費	1,793	396	338	2,527	1,929	4,457

(注) 1. 調整額は、次のとおりです。

- (1) セグメント利益又は損失 (△) の調整額△297,621 千円は、各報告セグメントに配分出来ない全社費用であり、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
- (2) 減価償却費の調整額 1,929 千円は、各報告セグメントに配分していない減価償却費であります。
- 2. セグメント利益又は損失 (△) は、損益計算書の営業利益と調整を行っております。
- 3. 資産・負債は、各報告セグメントに配分していないため記載しておりません。

当事業年度（自 2025 年 7 月 1 日 至 2026 年 6 月 30 日）

（単位：千円）

	報告セグメント			合計	調整額 (注) 1	財務諸表 計上額 (注) 2
	揚重事業	リペア事業	工事事業			
売上高						
外部顧客への売上高	2,372,417	667,338	202,373	3,242,130	—	3,242,130
セグメント間の 内部売上高又は振替高	—	—	—	—	—	—
計	2,372,417	667,338	202,373	3,242,130	—	3,242,130
セグメント利益又は損失（△）	400,280	93,431	3,773	497,485	△310,933	186,551
その他の項目						
減価償却費	1,455	167	131	1,754	2,291	4,046

（注） 1. 調整額は、次のとおりです。

(1) セグメント利益又は損失（△）の調整額△310,933 千円は、各報告セグメントに配分出来ない全社費用であり、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

(2) 減価償却費の調整額 2,291 千円は、各報告セグメントに配分していない減価償却費であります。

2. セグメント利益又は損失（△）は、損益計算書の営業利益と調整を行っております。

3. 資産・負債は、各報告セグメントに配分していないため記載しておりません。

【関連情報】

前事業年度（自 2024 年 7 月 1 日 至 2025 年 6 月 30 日）

1. サービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の氏名又は名称	売上高	関連するセグメント名
三井住友建設株式会社	655,318	揚重事業、リペア事業
株式会社長谷工ナヴィエ	432,974	揚重事業、リペア事業

当事業年度（自 2025年7月1日 至 2026年6月30日）

1. サービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の氏名又は名称	売上高	関連するセグメント名
株式会社長谷工ナヴィエ	494,077	揚重事業、リペア事業
清水建設株式会社	415,883	揚重事業、リペア事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自 2024年7月1日 至 2025年6月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2025年7月1日 至 2026年6月30日）

(単位：千円)

	揚重事業	リペア事業	工事事業	計
減損損失	1,810	1,357	1,357	4,526

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度（自 2024年7月1日 至 2025年6月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2025年7月1日 至 2026年6月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度（自 2024年7月1日 至 2025年6月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2025年7月1日 至 2026年6月30日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

前事業年度(自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2025年7月1日 至 2026年6月30日)

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

前事業年度(自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2025年7月1日 至 2026年6月30日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)	当事業年度 (自 2025年7月1日 至 2026年6月30日)
1株当たり純資産額	3,993.36円	4,287.09円
1株当たり当期純利益	716.35円	343.74円

(注) 1. 前事業年度及び当事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在するものの、希薄化効果を有していないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)	当事業年度 (自 2025年7月1日 至 2026年6月30日)
1株当たり当期純利益		
当期純利益(千円)	286,541	137,494
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	286,541	137,494
普通株式の期中平均株式数(株)	400,000	400,000
希薄化効果を有しない為、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権 (新株予約権の数 普通株式21,000株)	新株予約権 (新株予約権の数 普通株式21,000株)

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (2025年6月30日)	当事業年度 (2026年6月30日)
純資産の部の合計額(千円)	1,600,711	1,726,290
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	3,368	11,453
(うち新株予約権(千円))	3,368	11,453
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	1,597,342	1,714,836
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式 の数(株)	400,000	400,000

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

		銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (千円)
投資有価証券	その他有価証券			
		株式会社 RitaX	100	202
		計	100	202

【債券】

		銘柄	券面総額 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)
投資有価証券	その他有価証券	第 47 回 S B I 債	100,000	100,000
		ソフトバンクグループ株式会社第 6 回 利払繰延条項・期限前償還条項付無担 保社債	100,000	104,367
		計	200,000	204,367

【有形固定資産等明細表】

(単位：千円)

資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額 (注 2)	当期末残高	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額	当期償却額	差引当期末 帳簿価額
有形固定資産							
建物	14,292	450	—	14,743	8,195	1,101	6,547
車両運搬具	9,235	—	221	9,013	7,366	1,303	1,647
工具、器具及び備品	5,040	6,166	—	11,207	5,865	975	5,341
有形固定資産計	28,567	6,617	221	34,963	21,427	3,380	13,535
無形固定資産							
ソフトウェア	7,946	—	5,778 (4,526)	2,168	2,002	665	166
ソフトウェア仮勘定	2,750	—	—	2,750	—	—	2,750
無形固定資産計	10,696	—	5,778	4,918	2,002	665	2,916
長期前払費用	278	—	135	143	—	—	143

(注) 1. 当期増加額の主な内訳

建物	本社コンセント増設工事による増加	260	千円
建物	静岡出張所の賃借に伴う資産除去債務計上による増加	190	千円
工具、器具及び備品	本社ネットワーク用サーバー等機器購入	6,166	千円

当期減少額の主な内訳

車両運搬具	社有車（1 台）の売却	221	千円
ソフトウェア	見積依頼システムの減損	5,778	千円

2. 当期減少額の(内書)は減損損失による減少であります。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【引当金明細表】

(単位：千円)

区分	当期首残高	当期増加額	当期減少額 (目的使用)	当期減少額 (その他)	当期末残高
貸倒引当金（流動）	663	501	—	663	501
貸倒引当金（固定）	—	1,250	—	—	1,250
賞与引当金	46,232	48,026	46,232	—	48,026
退職給付引当金	36,697	5,661	118	—	42,240
役員退職慰労引当金	26,933	2,437	—	29,370	—

(注) 1. 貸倒引当金の「当期減少額（その他）」は、一般債権の貸倒実績率等による洗替えによるものであります。

2. 2026年3月30日開催の定時株主総会において、役員退職慰労金制度の廃止に伴う打ち切り支給を決議いたしました。これに伴い、「役員退職慰労引当金」26,933千円を取り崩し、固定負債の「長期未払金」として計上しております。

【資産除去債務明細表】

当事業年度期首及び当事業年度末における資産除去債務の金額が、当事業年度期首及び当事業年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

1. 流動資産

イ. 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	240
預金	
普通預金	718,244
定期預金	491,616
小計	1,209,860
合 計	1,210,100

ロ. 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
株式会社長谷工ナウ・イエ	176,435
三井住友建設株式会社	65,997
清水建設株式会社	44,071
五洋建設株式会社	29,816
大和ハウス工業株式会社	22,752
その他	221,479
合計	560,553

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高(千円)	当期発生高(千円)	当期回収高(千円)	当期末残高(千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	$\frac{(A)+(D)}{2}$ $\frac{(B)}{365}$
648,628	3,567,387	3,655,463	560,553	86.7	61.9

ハ. 原材料及び貯蔵品

区分	金額(千円)
原材料	479
貯蔵品(現場用備品)	7,579
貯蔵品(その他)	1,008
合計	9,066

2. 流動負債

イ. 買掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
株式会社カミムネ	308
アシストワーク株式会社	273
株式会社キャンディルデザイン	268
株式会社アール	231
株式会社サカイファースニング	188
その他	665
合計	1,934

ロ. 未払金
相手先別内訳

相手先	金額(千円)
未払給与等	180,930
未払社会保険料	33,964
株式会社ログシー	1,477
ディップ株式会社	1,401
株式会社ジンジブ	1,100
その他	7,820
合計	226,694

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第8【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年7月1日から翌年6月30日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3か月以内
基準日	毎年6月30日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年6月30日 毎年12月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え 取扱場所	—
株主名簿管理人	—
取次所	—
名義書換手数料	—
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り 取扱場所	東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 株式会社アイ・アール ジャパン
株主名簿管理人	東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 株式会社アイ・アール ジャパン
取次所	—
買取手数料	無料
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、 日本経済新聞社に掲載して行うこととしております。 当社の公告掲載URLは次のとおりです。 https://www.kkhands.co.jp/ir.html
株主に対する特典	なし

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第二部 【特別情報】

第 1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

第三部 【当該有価証券以外の有価証券に関する事項】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2026 年 9 月 25 日

株式会社ハンズ
取締役会 御中

有限責任大有監査法人
東京都千代田区

指定有限責任社員 公認会計士 鴨田 真一郎
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 桑原 桂子
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第 128 条第 3 項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ハンズの 2025 年 7 月 1 日から 2026 年 6 月 30 日までの第 36 期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ハンズの 2026 年 6 月 30 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、発行者情報に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認め

られる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上